

むかしより勅授にて、今は私に姓とも氏ともいはんは、いとも忌憚べき事なり。

〔過庭紀談三〕堂上方ノ、近衛、一條、二條、九條、鷹司、花山、徳大寺ナド云ヘル類ヲ氏ト心得テ、藤原定家氏冷泉、藤原房嗣氏近衛、藤原教平氏鷹司ナド、書キシ書アリ、是レ藤原ヲ姓ト思ヒ、二條鷹司ノ類ヲ氏ト思ヘルナリ、是亦誤ナリ、アレハ各其家號ナリ、氏ニハアラズ、堂上方ニテハ、今トモ其義明ラカニテ、御自身ニモ、近衛一條二條ナド云ヘル類ヲ氏トハサラく心得玉ハズ、唯其家ノ號ナリト云コトヲ御存知ナリ。

〔昔傳拾葉上〕一代稱號の事

公家にて家名を稱號と云、武家にては名字といふ、遙に降り、工商の家にては何屋と云の類なり、されば其號に一代號有、代々の稱號あり、たゞへば九條殿御家にて申さば、兼實公より以來、都て代々九條殿と號す、縱其主は他所に住居ありとも、稱號はかかる事なし、此家極まらざる以前に此號有、いはゆる九條右大臣師輔公、同大相國伊通公の類也、これは當時の御住所を指して申もあり、又何となくふと稱號を付けさせ給ふもあり、是皆一代の號也、此事諸家に有り、三條大納言通冬といへば、三條家と心得人もある、是は中院也、太秦の内府信清公、衣笠内府家良公など申も皆同事也、たゞへ又諸家極りても、其家一代々々にて別名ある事あり、洞院太政大臣公守公を山本と號し、久我の内府通基公を愛宕といふの類家々に多き也、されば家さへ極まらば、あなたこなたと別名は有間舗事なれど、深き御いはれあるにや、さまぐの別名をつきたまふ也。

〔二判問答〕一廷尉以小路名可稱號事不可有子細哉同官數輩時、輒爲分別其人、稱居所事連綿歟、所謂六角判官京極判官、七條判官赤松堀川婦小路、高倉等、如此仍始可號事、不可有巨難哉、廷尉呼小路名連綿也、始可號事、又不可有巨難歟、但可依事也。